

## 第1 基本方針

我が国の漁業は、漁業就業者の減少、頻発する自然災害、資源の減少等に伴い長期化するさんま・さけ等の不漁、外国漁船の違法操業、世界的な物価上昇による燃油・飼料価格の高騰など、依然として多くの課題に直面している。一方で新型コロナウイルス感染症については今後が見通せない状況にあり、魚価は回復の兆しを見せつつあるものの、漁業経営や漁協・漁村は依然として不安な状態が続いている。

長期化する不漁及び新型コロナウイルス感染症等による魚価低迷に対応し、国は漁業経営を支える「積立ぶらす」に対して、前年度の1,004億円に続き、令和4年度予算と令和3年度補正予算で計794億円を確保し基金の積み増しを行った。これらの措置により継続的な事業運営が可能となっている。

新型コロナウイルス感染が拡大するなか、われわれ漁業共済団体は、事業実施団体としての責務を果たすべく引き続き早期の支払等に努めるものとし、感染症対策を講じながら事業運営を行い、新たな時代に対応した業務体制等についても検討を進める必要がある。

一方で改正漁業法が施行され、国は漁業においては、「新たな持続可能な資源管理」としてMSYベースの資源評価に基づく管理を行うこととして、資源評価対象魚種を令和5年度までに200種程度まで拡大するとともに、TAC対象魚種の拡大、資源管理計画から資源管理協定への移行、IQの導入を進める方針である。養殖業においては「養殖業成長産業化総合戦略」の中で、需要に応じて生産を行う「マーケット・イン型」に転換していくことを目指している。

今後はこれらを推進していくうえでの下支えの役割を果たすために、令和4年度からの新たな水産基本計画に示された方向性に基づき「漁業収入安定対策の機能強化及び法制化」の検討が水産庁において進められることになるが、検討にあたっては、漁協系統・漁業者団体との緊密な連携と共済組合との協議を通じて、漁業者の意見が十分反映された制度となるように努力を傾注していくこととする。

昨年度は、北海道太平洋岸での赤潮被害の発生、小笠原諸島の海底火山噴火による九州・沖縄地方を中心とした大量の軽石漂着被害、トンガ諸島の海底火山噴火による異常潮流被害など、大きな影響をもたらす新しい漁業災害が発生した。資源状況の不安定化による不漁も依然として継続しており、新型コロナウイルス感染症による影響やロシアのウクライナ侵攻による影響も含めて、漁業経営を脅かす出来事は後を絶たない。

これらに対して、漁業経営のセーフティーネットとしての機能が十分発揮できるよう、国、地方自治体、漁協系統・漁業者団体との連携を図り、「ぎよさい」と「積立ぶらす」をより一層浸透・定着させ、漁業経営の安定に貢献していくものとする。

## 第2 主な施策

### 1. 普遍的な加入と定着を図るために

「令和の備えも『ぎょさい』と『ぶらす』」をスローガンとして掲げ展開している「ぎょさい普及推進全国運動」の最終年度は、全国目標として共済金額 7,335 億円、漁業者積立額 364 億円、加入率 90%（漁獲、養殖、特定養殖共済の合計共済限度価額 9,981 億円に相当）を設定し、その達成に向けて、次の取組を行う。

#### (1) 具体的な推進目標の設定と計画的な取組

- 加入計画に計上した未加入漁協及び未加入主幹漁業を中心に計画的に取り組むとともに、継続契約の確保に努める。

#### (2) 共済組合や漁協等との一体的推進活動の展開

- 共済組合が主催する推進会議や現地推進活動等に参加する。
- 諸会議等での協議や情報交換を通じて、目的達成に向けた実践的な取組を強化する。
- 令和 5 年度からの加入推進方策等の取組方法等につき検討する。

#### (3) 各漁業団体・行政庁との連携強化

- 各漁業団体・行政庁に「ぎょさい」と「積立ぶらす」が果たしている経営安定機能に対する理解を深めてもらうための取組を行うとともに、直接の加入指導や円滑な事業運営に繋がる諸施策の実施を要請する。

#### (4) 広報活動の活発な展開

- パンフレットや普及資材等を作成する。
- 「ぎょさい」と「積立ぶらす」を更に周知するため、業界紙等への記事提供等を行う。
- 共済ニュース等を定期発行するなど、対外的な情報発信や共済団体内の情報交換に更に努める。
- 共済団体ホームページによる情報提供を行うなど、PR 活動に努める。

#### (5) 漁業共済優績者表彰の実施

- 漁業共済事業の発展に貢献してきた契約者の表彰を行う。

#### (6) 漁業収入安定対策事業及びその他の掛金補助事業の活用

- 漁業収入安定対策事業（積立ぶらす・追加掛金補助）及び「韓国・中国等外国漁船操業対策事業」等を活用した加入推進を図る。

## 2. 事業基盤の強化を図るために

### (1) 事業運営上の諸問題に関する積極的な取組

- 共済組合の常勤役職員を構成員とする漁業共済団体連絡協議会を通じて、漁業共済団体における諸課題を幅広く協議する。

### (2) 研修活動の充実強化

- 共済組合が開催する漁協職員を対象とする研修会を年1回以上開催できるよう支援し、ぎよさい担当職員の育成に努める。
- 共済組合職員等を対象とした業務部門・管理部門の研修会を開催する。
- 入組3年以内の職員を対象とした業務部門中心の研修会を開催する。
- 共済団体職員のスキルアップを目的とした個別懇談会を必要に応じ開催する。

### (3) 経営基盤の強化

- 新型コロナウイルス感染症への十分な対策を講じながら事業運営を行う。
- 在宅勤務等これまでになかった新しい業務体系や脱ハンコ等の新たな時代に対応した事務体制の検討を行う。
- オンラインの利便性向上と通信回線コスト削減のため、専用回線に代わる無線ネットワークの構築を検討する。
- 共済団体における在宅勤務やオンライン会議等を支援する。
- 合併を検討する共済組合があれば、その求めに応じ、全国合同漁業共済組合との合併について必要な取組を行う。

## 3. 制度の充実等を図るために

- 水産庁において検討が進められている「漁業収入安定対策の機能強化及び法制化」については、新たな水産基本計画や改正漁業法に基づく資源管理及び養殖業の成長産業化の推進などの動きに留意しつつ、新たに予算措置された漁業収入実態把握調査を実施しながら関係漁業団体との緊密な連携と共済組合との協議を通じて、漁業者の意見が十分反映された制度となるように努める。

## 4. その他

- 今後の制度改正等に備え、オンラインシステムの見直しのための必要な取組を行う。
- 昭和58年度以降の「漁業災害補償制度史」編纂を行う。